

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和4年12月12日(2022.12.12)

【公開番号】特開2022-107023(P2022-107023A)

【公開日】令和4年7月20日(2022.7.20)

【年通号数】公開公報(特許)2022-131

【出願番号】特願2022-80860(P2022-80860)

【国際特許分類】

C 12 N 5/071(2010.01)

10

C 12 M 1/00(2006.01)

C 12 M 3/00(2006.01)

C 12 P 13/02(2006.01)

C 12 P 21/02(2006.01)

C 12 N 9/02(2006.01)

【F I】

C 12 N 5/071

C 12 M 1/00 A

C 12 M 3/00 A

20

C 12 P 13/02

C 12 P 21/02 A

C 12 N 9/02

【手続補正書】

【提出日】令和4年12月2日(2022.12.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下の工程を含む、再細胞化肝葉の作製方法：

(a) 灌流型脱細胞化肝臓またはその葉(lobe)含有部分を提供する工程であって、該灌流型脱細胞化肝臓またはその葉含有部分が、該肝臓またはその葉含有部分の灌流型脱細胞化細胞外マトリックスを含み、該細胞外マトリックスが外面を含み、血管樹を含む該細胞外マトリックスが脱細胞化前の細胞外マトリックスの形態を保持し、該外面が無傷である、前記工程；

(b) 再生細胞を、門脈を介して、該灌流型脱細胞化肝臓またはその葉含有部分の単一の標的葉に注入する工程；および

(c) 該再生細胞が該灌流型脱細胞化肝葉の内および上で生着、増殖および/または分化する条件下で、該灌流型脱細胞化肝臓またはその葉含有部分を灌流させる工程であって、該条件が2~10mL/分の範囲の速度で、酸素処理した培地を灌流させることを含む、前記工程。

ここで、該再生細胞は、該灌流型脱細胞化肝葉の該細胞外マトリックスに送達され、保持され、かつ、生存可能なままである、前記方法。

【請求項2】

前記灌流型脱細胞化肝臓またはその葉含有部分が、灌流型脱細胞化されたブタもしくはヒトの肝臓またはその葉含有部分である、請求項1記載の方法。

【請求項3】

40

50

前記再生細胞が、ヒト再生細胞である、請求項1記載の方法。

【請求項4】

5%以下の核酸が、前記灌流型脱細胞化肝臓またはその葉含有部分に残存している、請求項1記載の方法。

【請求項5】

前記再生細胞が初代肝細胞である、請求項1記載の方法。

【請求項6】

前記再生細胞が胚幹細胞である、請求項1記載の方法。

【請求項7】

前記再生細胞が成体由来の幹細胞である、請求項1記載の方法。

10

【請求項8】

前記再生細胞が始原細胞である、請求項1記載の方法。

20

30

40

50